

上田市有林森林整備事業仕様書

本事業は、信州の森林づくり事業（合板・製材生産性強化対策交付金事業）を活用した事業となります。設計図書、長野県林業土木工事共通仕様書（森林整備）、治山林道必携（治山工事標準仕様書）、上小森林認証協議会 S G E C 森林管理マニュアル等によるほか、この仕様書により施工してください。

施工計画書、現場管理、しゅん工書類等の提出書類については、県治山事業と同様とします。

入札参加資格につきましては長野県森林整備業務入札参加資格審査実施要綱を確認してください。

1. 事業名：令和 8 年度 市有林森林整備事業業務委託（間伐 その 3）
2. 事業箇所：上田市腰越（腰越市有林）
3. 事業内容及び数量：搬出間伐 A=1.89ha V=298 m³ 開設作業道 L=300m W=3.0m
樹種 カラマツ、スギ
4. 積算条件表：別紙参照
5. 施業期間：入札公告参照
6. 間伐・作業道開設に関する仕様
 - (1) 間伐方法は列状間伐とし、間伐率は積算条件表のとおりとします。**伐倒する立木はできるだけ地際から伐倒し、残存木を損傷しないよう留意してください。**
 - (2) 搬出間伐箇所での間伐材の搬出率は 85 %以上とします。間伐材の搬出に際しては、あて木を行うなど、残存木を損傷しないよう留意してください。また、搬出しない林地残材についても、玉切り整理を行ってください。なお、搬出率は木材の状態等により変更となる場合があります。
 - (3) 間伐材の利用率は積算条件表のとおりとします。玉切りの長さについては発注者の指示により行ってください。なお、利用率は木材の状態、市況等により変更となる場合があります。
 - (4) 間伐材は、A 材 B 材を小諸市東信木材センターに運搬し、C 材 D 材は信州ウッドチップ(株)に運搬してください。なお、搬出木材量の増減については、発注者と受注者が協議のうえ決定するものとします。

- (5) 作業道の開設は長野県林務部作成の「長野県森林作業道作設マニュアル」及び「長野県保安林関係事務取扱要綱」を参考に行ってください。また、着手前に開設予定作業道を記載した図面を提出してください。開設後は延長の測量を行ってください。なお、作業道延長の増減については、別途発注者と受注者が協議のうえ決定するものとします。
- (6) 搬出等の際に道路の通行規制を行う場合、受注者が道路管理者に対し許可申請を行い、使用した道路等の破損、土砂流出等については、受注者の責任において現状復旧、清掃等を行ってください。また、林道及び法面等についても同様とし、落石、土砂撤去、補修及び除雪等は受注者が行ってください。

7. 測量に関する仕様

着手前に施工箇所の測量（GNSS 測量とする）及び、作業道開設後の延長測量を行い、測量図を提出してください。（縮尺 1/5,000）なお、精度 1/100 以下の場合は再測量を行ってください。

8. 安全の確保

- (1) 事業の実施にあたっては、労働基準法、労働安全衛生法並びにこれらに基づく法令、規則、通達及びチェーンソーによる振動障害防止措置に関する通達を遵守するとともに、作業従事者等が労働災害補償保険等に参加していることを確認してください。
- (2) 現場代理人（専門技術者）は現場に常駐し、運営、取締りを行うとともに、発注者との連絡に支障をきたさないようにしてください。
- (3) 受注者が下請契約を締結した場合、契約金額、内容にかかわらず下請人通知を提出してください。なお、この通知の提出により一括下請を認めるものではありません。
- (4) 積み込み作業等の各作業は有資格者が行ってください。また、安全講習や作業前ミーティングを行い、実施状況写真の提出をしてください。

9. 提出書類

- (1) 工程表（週休二日制と分かるようにすること）・着手届・現場代理人及び主任技術者届（契約後速やかに提出）
- (2) 作業計画表の写し（着工前に提出）
- (3) 作業記録（週休二日制と分かるようにすること）（以下、工期完了期日までに提出すること）
- (4) プロット調査に関する書類（間伐率がわかるようにすること）
- (5) 搬出材積集計表等（搬出本数、材積がわかるもの）
- (6) 出荷明細書（木材センター発行のもの）
- (7) 施工箇所の測量に関する書類等（野帳、図面、データ、測量精度・区域面積の根

拠)

- (8) 作業道に関する書類（野帳、勾配ごと色分けした作業道線形図、作業道入図面）
- (9) 実施状況写真（長野県林務部作成森林整備業務写真管理基準に準ずる）
施業前後の全景、設計書記載の施業内容（伐倒、搬出、運搬、作業道開設及び測量、プロット調査等）
- (10) 社会保険等加入状況調査票及び支払い証明書の写し（森林環境保全整備事業要領別紙1-様式第12号）
- (11) 森林経営計画に係る伐採等の届出書
- (12) その他、発注者が必要と認める資料等

10. 工期関係

(1) 工期

工期は、雨天・休日等を見込み、令和9年1月8日までとする。

(2) 工事を施工しない日及び時間帯

- ① 工事を施工しない日は、原則として、土曜日、日曜日、夏季休暇（8月13日～16日）、年末年始（12月29日～1月3日）とする。ただし、事前に監督員と協議し承諾を得た場合は、この限りでない。
- ② 工事を施工しない時間帯は、原則として、平日の午後6時から午前8時までとする。ただし、緊急を要する場合や夜間工事を必要とする場合など、事前に監督員と協議し承諾を得た場合は、この限りでない。

(3) 週休2日工事（発注者指定方式）

☐ 対象外工事 本工事は、週休2日工事の対象工事ではありません。

☒ 対象工事（週単位） 本工事は、「週単位の週休2日工事」の対象工事です。

対象期間の全ての週において、土曜日及び日曜日を現場閉所するように設定し、施工計画書に記載すること。週の定義は、月曜日から日曜日までとし、やむを得ず土曜日及び日曜日に施工せざるを得ない場合は、事前に監督員と協議した上で、土曜日及び日曜日に代わる現場閉所日を同一の週で指定すること。なお、夜間工事で曜日を跨ぐ場合は、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所を行っていれば、週単位の週休2日を達成しているものとみなす。

【週休2日工事の注意事項】

- ① 週単位の週休2日となるよう現場閉所日を設定し、施工計画書に記載すること。
ただし、現場条件や施工時期等の制約が厳しく、現場閉所日の設定が困難な場合は、事前に監督員と週休2日の実施方法及びその確認方法について協議し、施工計画書を作成するものとする。
- ② 施工計画書に従い、現場閉所等を実施すること。

- ③ 施工計画書に記載した現場閉所等を変更する場合は、事前に監督員と協議し承諾を得ること。
- ④ 掲示板を作成し、週休２日を実施する工事である旨を公衆の見やすい場所に明示すること。
- ⑤ 週休２日の取組実績に応じて補正分が変更されるとともに、工事成績評定も行われるので注意すること。
- ⑥ 週休２日工事の実施に当たっては、「上田市週休２日工事実施要領」に基づき行うこと。
- ⑦ 週休２日の対象外とする作業と期間は、下記のとおりとする。

作業	期間	備考
年末年始	６日間	
準備・片付け	作業期間	

１１． その他注意事項

- (1) 受注者は、事業実施に影響を及ぼす事故、人命に損傷を生じた事故、第三者に損害を与えた事故等が発生した場合は、遅滞なくその状況を発注者に報告してください。
- (2) 通行人、通行車両等に対する安全管理、注意喚起について万全を期してください。
- (3) 伐倒の際は、通行車両、建物、電線、構造物等を損傷させないように十分注意してください。特に傾斜地に接地する場合は、転がらないように防腐処理された支持材により２箇所以上接地させてください。
- (4) 遊歩道や歩道と思われる場所への接地は避けてください。
- (5) 受注者は、事業実施にあたり、既設構造物等に支障を及ぼさないよう必要な措置を講じてください。既設構造物等に損傷を与えるか、やむを得ず一時除去する必要等が生じた場合は、発注者に報告のうえ、既設構造物等の管理者の承諾を受けて適切な措置を講じてください。
- (6) 受注者は、事業実施により発生したごみ等を林内に放置せず持ち帰るとともに、火災予防に万全な措置をしてください。
- (7) 夏季における猛暑日などの過酷な環境下（炎天下や高温多湿場所）での作業による熱中症の発生が懸念される場合は、熱中症対策を講じること。
- (8) 週休二日制での作業工程を組み、週休二日とわかるような書類を提出してください。
- (9) この仕様書及び契約書に記載されていない事項については、発注者と受注者が協議のうえ決定するものとします。